

件名	愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例
主管課	広報広聴課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）（平成25年5月31日公布・平成27年10月5日ほか施行）

【改正の概要】

マイナンバー法が施行されることに伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の取扱いを安全かつ適正に行うための改正

○主な改正内容

1 特定個人情報に係る保護措置の強化や本人による監視の強化等を規定

項目	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録
利用の制限	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難なときを除き、利用目的以外の利用を禁止	利用目的以外の利用禁止
提供の制限	マイナンバー法第19条各号に該当する場合以外の提供を禁止	
開示・訂正・利用停止請求	任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
利用停止請求の条件	以下の場合について利用停止請求を認める。 ① 利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 ④ 提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。
他の法令による開示の実施との調整	適用除外（他法令による開示請求ができる場合であっても、この条例による開示を認める。）	

2 その他規定整備（附則改正）

愛媛県情報公開条例 *上記1の改正に伴う条ずれ

施行日	特定個人情報に係る改正 平成27年10月5日 情報提供等記録に係る改正 マイナンバー法附則第1条第5号の政令で定める日
-----	--

【その他参考事項】

用語の意味

○個人番号

住民票コードを変換して得られる12桁の番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの

○情報提供等記録

情報提供ネットワークシステム（総務大臣が設置・管理する特定個人情報の授受が行われるシステム）を使用し、特定個人情報の情報連携を行う際、当該情報連携に係る情報照会者・情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を保存した記録に記録された特定個人情報。不正な情報提供がなされていないかを事後的に確認することができるように整備されるもの。